

地方分権改革の総括と展望について (補足資料)

地方分権改革の推進体制

【内閣としての政策検討】

地方分権改革推進本部 (閣議決定で内閣に設置)

本部長：内閣総理大臣(本部長)

副本部長：内閣官房長官

内閣府特命担当大臣
(地方分権改革)

本部長：その他全閣僚

開催実績

3月 8日(金) 第1回会合

・義務付け・枠付けの第4次見直しについて

5月28日(火) 第2回会合

・地方分権改革の在り方について

・国から地方への事務・権限の移譲等について

9月13日(金) 第3回会合

・国から地方への事務・権限の移譲等について

・都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について

・地方分権改革の総括と展望について

【有識者による調査審議】

地方分権改革有識者会議 (地方分権改革担当大臣の下で開催)

座長：神野直彦

東京大学名誉教授(財政学)

座長代理：小早川光郎

成蹊大学法科大学院教授(行政法)

構成員：柏木 斉

(株)リクルートホールディングス

取締役相談役(経済同友会地方分権・道
州制委員会委員長)

後藤春彦

早稲田大学創造理工学部長(都市計画)

白石勝也

松前町長(愛媛県)

勢一智子

西南学院大学教授(行政法)

谷口尚子

東京工業大学准教授(政治学)

古川 康

佐賀県知事

森 雅志

富山市長

専門部会(地方分権改革有識者会議の下で開催)

具体的かつ重要なテーマごとに、有識者会議議員及び各分野の専門家による部会を開催し、国・地方その他関係者からのヒアリングを通じ、客観的な評価・検討に資する議論を行う

※これまでに開催した専門部会

雇用対策部会(小早川部会長)

地域交通部会(後藤部会長)

農地・農村部会(柏木部会長)

Mission ミッション

個性を活かし自立した地方をつくる

～更なる地方に対する規制緩和^(※)と権限移譲

※義務付け・枠付けの見直しを指す

Vision ビジョン

- 行政の質と効率を上げる
- まちの特色・独自性を活かす
- 地域ぐるみで協働する

Approach アプローチ

新たなる推進体制の構築

- 地方分権改革推進本部で政策を検討・決定
- 有識者会議による調査・審議
- テーマごとに専門部会を設け、客観的な評価・検討

Point ポイント

1: 住民の想いを大切にする

- 地域に対する住民の想いを大切にする
- 改革が住民生活をどう豊かにするのかを意識する

3: 地域の元気をつくる

- 地域の人材の持てる力を活かす
- 地域資源を掘り起こし、最大限活用する
- 日本全体の成長戦略に資するよう改革を目指す

2: 基礎自治体の考え方を汲み取る

- 都道府県や、住民に最も身近な市町村の意向に配慮しながら、改革を進める
- 多様な自治体の状況を踏まえる

4: 広域の連携を促進する

- 多様なネットワークを活用する
- 特に防災・医療などについて緊密な連携を図る



Vision1. 行政の質と効率を上げる

- ・ 住民サービスの質を上げる
- ・ スピード感のある政策実行
- ・ 総合的なサービス提供
- ・ 国と地方の重複業務の解消
- ・ 電子行政などイノベーションの導入

地域における責任ある判断ができるよう
更なる地方に対する規制緩和と権限移譲

住民に幸せをもたらし、
元気を育てる

Vision2. まちの特色・独自性を活かす

- ・ 個性や地域の資源を活かす
- ・ 独自の発想による施策
- ・ 各地域の競い合い

Vision3. 地域ぐるみで協働する

- ・ 様々な活動主体を有機的に結びつける
- ・ 住民と自治体の相互の信頼関係
- ・ 多様な人材の活躍
- ・ 地域間の更なるネットワーク

地方分権改革のこれまでの経緯

内閣	主な経緯	
宮澤内閣 (H3. 11～H5. 8)	H5. 6 地方分権の推進に関する決議(衆参両院)	第一次分権改革
細川内閣 (H5. 8～H6. 4)	H5. 10 臨時行政改革推進審議会(第3次行革審)最終答申 H6. 2 今後における行政改革の推進方策について(閣議決定)	
羽田内閣 (H6. 4～H6. 6)	H6. 5 行政改革推進本部地方分権部会発足	
村山内閣 (H6. 6～H8. 1)	H6. 9 地方分権の推進に関する意見書(地方六団体) H6. 12 地方分権の推進に関する大綱方針(閣議決定) H7. 5 地方分権推進法成立 H7. 7 地方分権推進委員会発足(委員長:諸井虔)(→ H13. 7解散) ※ H8. 3 中間報告 H8. 12 第1次勧告 H9. 3 第2次勧告 H10. 1 第3次勧告 H11. 26 第4次勧告 H12. 11 第5次勧告 H13. 6 最終報告	
橋本内閣 (H8. 1～H10. 7)	H10. 5 地方分権推進計画(閣議決定)	
小淵内閣 (H10. 7～H12. 4)	H11. 7 地方分権一括法成立 ⇒ 機関委任事務制度の廃止等	
森内閣 (H12. 4～H13. 4)		
小泉内閣 (H13. 4～H18. 9)	H13. 7 地方分権改革推進会議発足(議長:西室泰三)(→ H16. 7解散) ※H15. 6三位一体の改革についての意見 H14 ～17. 6 骨太の方針(閣議決定)(毎年) ⇒ 国庫補助負担金改革 17. 11 政府・与党合意 } 三位一体改革 地方交付税改革	第二次分権改革
	H18. 6 地方分権の推進に関する意見書(地方六団体) H18. 7 骨太の方針(閣議決定)	
安倍内閣 (H18. 9～H19. 9) (第1次)	H18. 12 地方分権改革推進法成立 H19. 4 地方分権改革推進委員会発足(委員長:丹羽宇一郎)(→ H22. 3解散) ※ H19. 5 地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方 H20. 5 第1次勧告 H20. 12 第2次勧告 H21. 10 第3次勧告 H21. 11 第4次勧告	
福田内閣 (H19. 9～H20. 9)		
麻生内閣 (H20. 9～H21. 9)		
鳩山内閣 (H21. 9～H22. 6)		
	H21. 12 地方分権改革推進計画(閣議決定)	
菅内閣 (H22. 6～H23. 9)	H23. 4 第1次一括法、国と地方の協議の場法等成立 H23. 8 第2次一括法成立	
野田内閣 (H23. 9～H24. 12)		
安倍内閣 (H24. 12～) (第2次)	H25. 3 地方分権改革推進本部発足(本部長:内閣総理大臣) H25. 4 地方分権改革有識者会議発足(座長:神野直彦) H25. 6 第3次一括法成立	

これまでの地方分権改革の成果

第一次分権改革

地方分権一括法の概要(H11.7成立、H12.4施行 475本の法律を一括して改正)等

- 機関委任事務制度 (知事や市町村長を国の機関と構成して国の事務を処理させる仕組み) の廃止と事務の再構成
- 国の関与の新しいルールの創設 (国の関与の法定化等)
- 権限移譲 例: 農地転用(2~4ha)の許可権限(国→都道府県)

等

第二次分権改革

地方分権改革推進委員会の勧告 (H20.5第1次勧告~H21.11第4次勧告)	法的措置	
地方に対する規制緩和 (義務付け・枠付けの見直し)	第1次一括法 (H23.4成立)	<div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 義務付け・枠付けの見直し 勧告で示された4,076条項のうち、見直すべきとされた1,316条項に対し、975条項を見直し(74%) ○ 権限移譲 勧告で示された82項目に地方からの提案等を含めた105項目に対し、72項目を見直し(69%) </div>
基礎自治体への権限移譲	第2次一括法 (H23.8成立) 第3次一括法 (H25.6成立)	
国と地方の協議の場の法制化	国と地方の協議の場に関する法律(H23.4成立)	
国から地方への事務・権限の移譲等	H25.9 当面の方針(地方分権改革推進本部決定) H25.12 見直し方針(閣議決定)【予定】 H26 第4次一括法案(通常国会に提出)【予定】	

第一次分権改革

いわゆる地方分権一括法の概要

※平成11年7月成立、平成12年4月施行 475本の法律を一括して改正

1. 機関委任事務制度の廃止と事務の再構成

- (1) 知事や市町村長を国の下部機関と構成して国の事務を執行させる仕組みである機関委任事務制度を廃止 (351法律改正)
- (2) これに伴い主務大臣の包括的な指揮監督権等も廃止 (通達行政の廃止)

2. 国の関与の抜本的見直し、新しいルールの創設

- (1) 機関委任事務に伴う包括的指揮監督権を廃止
- (2) 国の関与の新しいルールを創設 (地方自治法)
 - ・関与は個別の法令の根拠を要すること
 - ・関与は必要最小限のものとする
 - ・関与の基本類型を定め、原則としてこれによること 等
- (3) 個別法に基づく関与を整理縮小 (138法律)

- (例)・教育長の任命に係る文部大臣の承認 → 廃止
・公営住宅の管理等に関する建築大臣の指示 → 廃止

3. 権限移譲

- (1) 個別法の改正により、国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に移譲 (35法律)
- (2) 特例市制度を創設し、20万人以上の市に権限をまとめて移譲

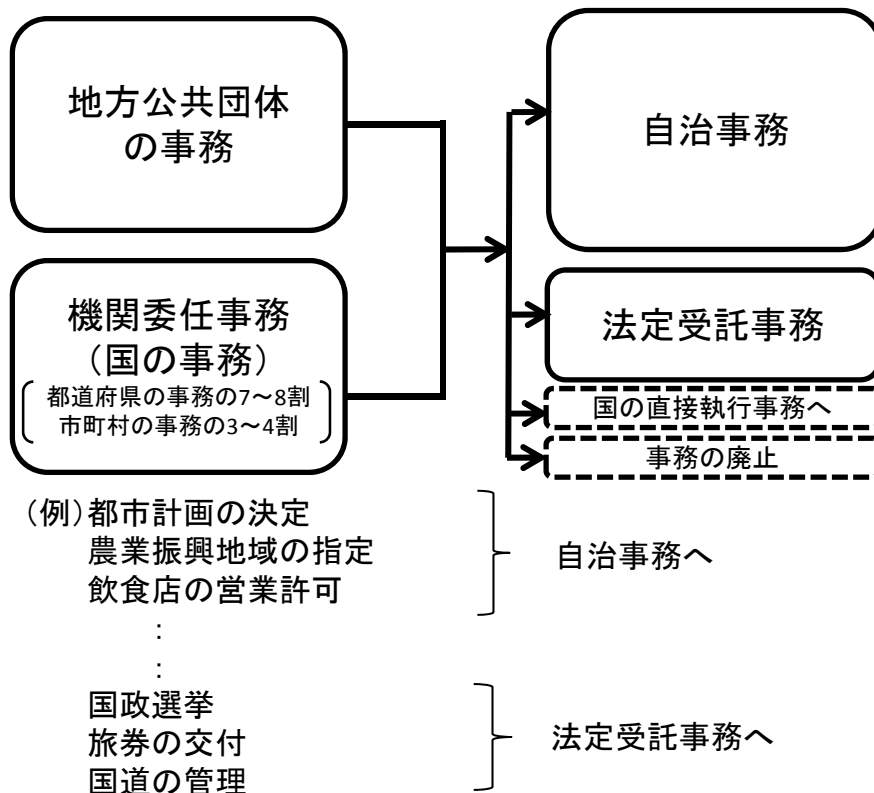
- (例)・国 → 都道府県 農地転用(2ha超4ha以下)の許可権限
一定の保安林の指定・解除の権限
・都道府県 → 市町村 用途地域に関する都市計画の決定等
障害児に係る日常生活用具の給付

4. 条例による事務処理特例制度の創設

それぞれの地域の実情に応じ、都道府県の条例により、都道府県から市町村に権限を移譲することを可能とする制度。

5. その他

- (1) 必置規制の見直し (38法律)
- (2) 市町村合併特例法の改正

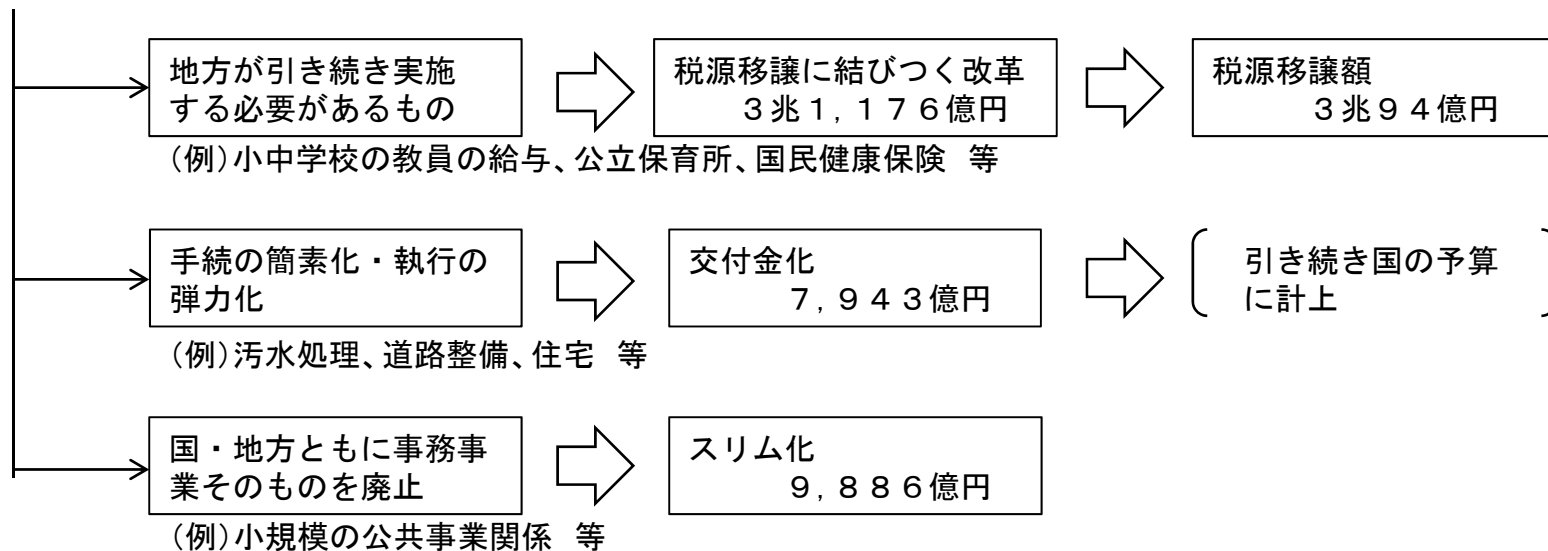


三位一体改革

三位一体改革の成果

① 国庫補助負担金改革	約 4.7兆円
② 税源移譲	約 3兆円
③ 地方交付税改革	約 △5.1兆円

① 国庫補助負担金改革 4兆6,661億円 (H16~H18)



② 税源移譲 3兆94億円

国の所得税から地方の個人住民税へ3兆円規模の税源移譲を実施(個人住民税は一律10%化)

③ 地方交付税改革 約△5.1兆円

- ・地方交付税及び臨時財政対策債の総額の抑制 約△5.1兆円
- ・算定の簡素化、不交付団体の増加

第二次分権改革

1. 地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）（第1次・第2次・第3次一括法等）

見直すべきとされた1,316条項に対し、975条項の見直しを実施（74%）

（例）施設・公物設置管理の基準 公営住宅の入居資格基準及び整備基準、道路の構造の技術的基準、保育所の設備及び運営に関する基準
協議、同意、許可・認可・承認 三大都市圏等における都道府県の都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止
職員等の資格・定数等 消防長及び消防署長の資格

2. 事務・権限の移譲等（調整中）

（1）国から地方（第4次一括法案等）

見直すべきとされた96事項に対し、65事項を見直し方針で措置（68%）（P）

○ 移譲する事務・権限【48事項(P)】

例：①看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、②商工会議所の定款変更の認可、
③自家用有償旅客運送の登録・監査等、④直轄道路・河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等

○ 移譲以外の見直しを行う事務・権限【17事項(P)】

例：①ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供、②農地転用の許可等

（2）都道府県から市町村（第2次・第3次一括法等）

見直すべきとされた105項目に対し、72項目の移譲を実施（69%）

例：①未熟児の訪問指導等、②農地等の権利移動の許可等、③三大都市圏の既成市街地等に係る用途地域等の都市計画決定

（3）都道府県から指定都市（第4次一括法案等）

見直すべきとされた64事項に対し、41事項（現行法で処理できるもの（8事項）を含む）を見直し方針で措置（64%）（P）

○ 移譲する事務・権限【29事項(P)】

例：①県費負担教職員の給与等の負担、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定、県費負担教職員の定数の決定、
②病院の開設許可、③都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定

○ 移譲以外の見直しを行う事務・権限【4事項(P)】

例：①パスポートの発給申請受理・交付、②農地転用の許可等

⇒（1）及び（3）について、次期通常国会に第4次一括法案を提出予定

3. 国と地方の協議の場

国と地方の協議の場に関する法律が成立（H23.4.28）

地方に関わる重要政策課題について、地方と連携して対処していくため、同法に基づき引き続き運営

事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（案）【概要】

1. 基本的考え方

- 個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要。
- 地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進。
- 第30次地方制度調査会答申（平成25年6月25日）で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を推進。

2. 国から地方公共団体への移譲等

- 移譲する事務・権限【48事項(P)】
例：①看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、②商工会議所の定款変更の認可、
③自家用有償旅客運送の登録・監査等、④直轄道路・河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等
- 移譲以外の見直しを行う事務・権限【17事項(P)】
例：①ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供、②農地転用の許可等

3. 都道府県から指定都市への移譲等

- 移譲する事務・権限【29事項(P)】
例：①県費負担教職員の給与等の負担、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定、県費負担教職員の定数の決定、
②病院の開設許可、③都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定
 - 移譲以外の見直しを行う事務・権限【4事項(P)】
例：①パスポートの発給申請受理・交付、②農地転用の許可等
- ※ 上記の他に、現行法により指定都市が処理することができる事務・権限が8事項ある。

4. 移譲に伴う財源措置その他必要な支援

- 移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

5. 一括法案等の提出

- 法律改正事項については、一括法案等を平成26年通常国会に提出することを基本。

国から地方への事務・権限の移譲等（移譲する主な事務・権限）

自家用有償旅客運送 ※

- 自家用有償旅客運送の登録、監査等の国の事務・権限を、希望する市町村に移譲することを基本。
（希望しない市町村の区域については、希望する都道府県にも移譲。）
- 実施主体の弾力化、旅客の範囲の拡大等を図る。

※ 過疎地等における地域住民の生活維持に必要な輸送がバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO等が自家用車を使用して有償で運送できる制度。

直轄道路・河川

以下は、内閣府案（「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について」（平成25年11月1日内閣府））であり、今後、検討・調整結果を踏まえて検討。

（基本的な考え方）

- 当該権限については、国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進める。
- その際には、関係する市町村の意見を十分に聴取し、反映するよう調整。

（移譲の対象範囲）

- 「地方分権改革推進要綱（第1次）」に基づき、第1次勧告の方向に沿ったものとする。

（財源措置）

国・地方全体としての行政の効率化を念頭に置きつつ、基本的には、国と地方の財政中立の考え方に立って、以下のとおりとする。

- 建設費については、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率（3分の2等）並みの交付金の措置を講ずる。
- 維持管理費については、個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずる。
- 財源措置については、時限的な措置とし、平成27年度から一定期間が経過した年度までの間に移譲された一般国道及び一級河川について適用。

国から地方への事務・権限の移譲等（移譲以外の見直しを行う主な事務・権限）

無料職業紹介

- ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供する取組について、その費用負担を極力抑えつつ、積極的に推進。
- 国の無料職業紹介事業と地方公共団体の業務の一体的実施、ハローワーク特区の取組など、ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進。

無料職業紹介事業を実施する地方公共団体 164 団体（都道府県42、市区町村等122）（平成24年3月末現在）

農地転用

【権限移譲関係】

- 地方の意見も踏まえつつ、平成21年の改正農地法附則に基づき、同法施行後5年（平成26年）を目途として、地方分権の観点及び農地確保の観点から、農地確保の施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討。
- 国と地方が、事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制度等に係る課題について、各地方で定期的に協議する場を設置。

【規制緩和関係】

- 農業の六次産業化の推進 — 国家戦略特区において農家レストランの農用区域内設置を容認、その後の全国適用も検討
 - ・ 農用区域内における農業者が設置する農畜産物加工・販売施設の設置要件を緩和
- 再生可能エネルギーの利活用 — 荒廃農地等について、再エネ法に基づく場合、第1種農地であっても再エネ設備の設置を可能とする
 - ・ 農用区域内における稲藁等のバイオマス施設の取扱いを明確化
- 農業・農村の活性化等 — 畜舎等の近くに農家住宅を建てようとする場合、農用区域から除外し設置することが可能であることなどを明確化

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等（移譲する主な事務・権限）

県費負担教職員の給与等の負担・学級編制基準の決定・定数の決定

市町村立小中学校等に係る以下の権限について、指定都市に移譲。

- ・県費負担教職員の給与等の負担
- ・学級編制基準の決定
- ・県費負担教職員の定数の決定

（関係道府県と指定都市の間で、個人住民税所得割の2%の税源移譲を行うことを合意。）

権 限	都道府県	指定都市
県費負担教職員の任命権		○
県費負担教職員の給与等の負担	○ →	
学級編制基準の決定	○ →	
県費負担教職員の定数の決定	○ →	

病院の開設許可

病院の開設許可について、指定都市に移譲。

権 限	都道府県	指定都市
診療所の開設許可 （病床数19床以下）		○
病院の開設許可 （病床数20床以上）	○ →	

都市計画区域マスタープランの決定（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定）

都市計画区域マスタープラン[※]の決定について、指定都市に移譲。

※一の指定都市の区域内の都市計画区域に係るもの

権 限	都道府県	指定都市
区域区分決定 （市街化区域と市街化調整区域の線引き）		○
都市計画区域マスタープランの決定 （区域区分の方針、都市計画の目標等）	○ →	

都市計画における地方分権改革

- 都市計画の決定に関する事務を「機関委任事務」から「自治事務」へ（第一次分権改革）
- 都道府県・市町村の都市計画の決定に対する国・都道府県の「認可」が「協議」・「同意」へ（第一次分権改革）
- 指定都市に都道府県並みの権限を移譲（第一次及び第二次分権改革）
- 広域にわたるものを除き、市町村に都道府県の権限の多くを移譲（第一次及び第二次分権改革）

	第一次分権改革前	第一次分権改革 (平成12年)	第二次分権改革 (現在)
国	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の都市計画の認可 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の都市計画の協議・同意 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の都市計画の協議・同意
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の都市計画の認可 ・都市計画区域指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の都市計画の協議・同意 ・都市計画区域指定 ・マスタープラン 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の都市計画の協議・同意 ・都市計画区域指定 ・マスタープラン
	<ul style="list-style-type: none"> ・区域区分 ・用途地域 三大都市圏・県庁所在市・25万人以上の市等の用途地域 ・都市施設 (例)4ha以上の公園 ・市街地開発事業 (例)20ha超の土地区画整理事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域区分 ・用途地域 三大都市圏の用途地域 ・都市施設 (例)10ha以上の公園 ・市街地開発事業 (例)50ha超の土地区画整理事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域区分 ・都市施設 (例)国・都道府県が設置する10ha以上の公園 ※指定都市は国設置のものを除く ・市街地開発事業 (例)国・都道府県施行の50ha超の土地区画整理事業
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域 三大都市圏・県庁所在市・25万人以上の市等以外の用途地域 ・都市施設 (例)4ha未満の公園 ・市街地開発事業 (例)20ha以下の土地区画整理事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域 三大都市圏以外の用途地域 ・都市施設 (例)10ha未満の公園 ・市街地開発事業 (例)50ha以下の土地区画整理事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての用途地域 ・都市施設 (例)国・都道府県が設置する10ha以上のものを除く全ての公園 ・市街地開発事業 (例)国・都道府県施行の50ha超のものを除く全ての土地区画整理事業

指定都市に
移譲予定

指定都市に
移譲

指定都市に
移譲

農地・農振制度における地方分権改革

- 農振制度に関する事務を「機関委任事務」から「自治事務」へ <平成12年:地方分権一括法(農振法)施行>
- 2ha以下の農地転用許可事務を「法定受託事務」から「自治事務」へ <平成13年:改正農地法施行>
- 2ha超4ha以下の農地転用許可事務を国から都道府県に移譲(当分の間、農林水産大臣に協議) <平成10年:改正農地法施行>

	第一次分権改革前(平成10年以前)	第一次分権改革(平成12年以降)
国	<ul style="list-style-type: none"> ・2ha超の農地転用許可 ・農用地等の確保等に関する基本指針 	<ul style="list-style-type: none"> ・4ha超の農地転用許可 ・農用地等の確保等に関する基本指針
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・2ha以下の農地転用許可 (機関委任事務) ※都道府県農業会議へ意見聴取 ・農業振興地域整備基本方針 (機関委任事務:大臣承認) 	<ul style="list-style-type: none"> ・2ha以下の農地転用許可 (H12:法定受託事務 ⇒ H13:自治事務) ※都道府県農業会議へ意見聴取 ・2ha超4ha以下の農地転用許可 (法定受託事務:大臣協議) ※都道府県農業会議へ意見聴取 ・農業振興地域整備基本方針 (自治事務:大臣協議)
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域整備計画 (機関委任事務:知事認可) 	<ul style="list-style-type: none"> (事務処理特例条例により) ・4ha以下の農地転用許可 ※都道府県農業会議へ意見聴取 ・農業振興地域整備計画 (自治事務:知事協議)

【平成10年】
2ha超4ha以下の農地
転用許可権限を移譲

地方分権改革の成果の国民・地方へのPR

ホームページやSNSを活用したPR

1. 地方分権改革に関するホームページの再構築

以下の3点を柱とした分かりやすいホームページづくり

- ① 改革の成果を活かした地方公共団体の優良事例の紹介(地方公共団体のホームページとのリンクなど)
- ② 分権クローズアップコーナーの開設:地方公共団体の独自性の高い取組について、その背景や実際の効果をインタビューや投稿形式で詳しく紹介
- ③ 地方分権改革関係資料のアーカイブ化(検索しやすいような情報整理)

2. Facebook、Twitter等による能動的な情報発信

- 上記ホームページの更新情報などを随時提供
(平成25年9月30日より開始)

3. 各地の地方分権改革の旗手のネットワーク化

- ① Facebook、Twitterなどを活用し、各地の取組・アイデアを双方向で日常的に情報交換できる場を提供
- ② 活躍する地方分権改革の旗手を掘り起こし、ネットワーク化

地方の現場におけるPR

1 地方分権改革有識者会議地方懇談会（仮称）

趣旨: 有識者会議議員が直接地方公共団体サイドから意見聴取することに重点を置きつつ、自治体職員を啓発。

時期: 平成26年2月

開催回数: 2回

開催場所: 埼玉県、福岡県

主な対象者: 自治体職員

次第:(1)有識者会議議員から中間取りまとめの説明、地方からの意見聴取等
(2)中間取りまとめに関するディスカッション

2 地方分権改革シンポジウム（仮称）

趣旨:国民に対してわかりやすく地方分権改革の取組や成果を広くPR。また、各団体における一層の取組につながるよう、先進的な地方公共団体の取組を共有。

開催予定日:平成26年6月30日

開催場所:東京

主な対象者:一般国民・自治体関係者・自治関係学会・マスコミ等

次第:(1)地方分権改革担当大臣あいさつ
(2)基調講演
(3)先進的な自治体からの優良事例紹介
(4)パネルディスカッション等